

平成23年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成23年9月26日

午前9時55分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (2名)

4番	吉野俊明	6番	紀良治
----	------	----	-----

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	環境産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也

教委総務課長 西川 肇 生涯学習課長 佃 田 眞 規
上下水道部長 谷口 裕 司 上下水道課長 清 水 孝 悦
上下水道課長 上 田 俊 雄

1、議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 予算決算常任委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の先進地視察について
- 日 程 6. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 7. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 5号 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度の法制化を求める意見書について
- 追加日程 2. 発議第 6号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程 3. 発議第 7号 原発から撤退し、自然エネルギーの本格的導入を求める意見書について
- 追加日程 4. 発議第 8号 原子力行政の見直しと持続可能な電力需給政策を求める意見書について
- 追加日程 5. 議会運営委員会の先進地視察について

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時55分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

なお、吉野議員、紀議員から欠席の通告を受けております。

よってこれより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、木田議員からの審査結果報告を求めます。15番、木田議員。

○建設水道常任委員会委員（木田守彦君） 委員長、副委員長が欠席ということで、私が代わりに、建設水道常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

開会中の建設水道常任委員会は、去る9月14日出席委員5名のもと開催されました。その概要について報告いたします。

はじめに、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業についてを議題とし、理事者より平成23年度の下水道工事進捗状況と公共下水道接続申請状況について説明がありました。その内容は、稲葉汚水幹線工事、稲葉車瀬1・2丁目地内、龍田3丁目地内では、工事は順調に進んでいる。また、龍田西6丁目地内では、ガス管の移設工事が完了し、現在、町上水道管の移設工事を進めている。また、神南4丁目地内では、地下埋設物の調査及び事前の家屋調査を進めている。次に、神南3丁目地内、稲葉車瀬1丁目地内、法隆寺西3丁目から法隆寺1丁目地内の4路線を9月15日に入札を予定しており、平成24年3月15日の完了に向けて進めておるとの説明があり、次に、接続申請状況では、平成23年度8月末現在の申請受付総数は2,391件、利用世帯数は2,631世帯で、接続率は61.9%。融資あっせん利用数は34件、浄化槽雨水貯留施設転用申請数32件との説明がありました。これに対して、委員より特段の質疑はありませんでした。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者より、いかるがパークウェイの進捗状況では、稲葉車瀬区簡において、地元水利組合との最終確認等を今後行い、いかるがパークウェイ推進協議会及び地元自治会への工事説明会を経て現地での工事着手をされていくこと、予算確保についていかるがパークウェイの予算確保の財務省政務三役に対する要望書を町長が財務省へ要望書を提出していただいたこと。

次に、三室交差点までの間の道路計画の検討状況では、紅葉ヶ丘自治会の代表者数名の方々に修正案について意見を賜ったこと。

次に、法隆寺線整備事業では引き続き、協力をいただけるよう用地交渉を進めていると説明がありました。これに対して委員より要望書の回答について、都市計画道路・法隆寺線の公民館付近についての質疑があり、一定の答弁がされております。本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、③ J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者より、駅北口の南北の町道312号線（5号線）では、今後も用地交渉ができる状況づくりに努力していくとの報告がありました。これに対して委員より駅南側について質疑があり、一定の答弁がなされました。本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、2. 各課報告事項についてを議題とし（1）コンビニ収納及びペイジー収納の導入について、理事者より、必要な審査を行った結果、委託事業者について、コンビニ収納にあつては、地銀ネットワークサービス株式会社、ペイジー収納にあつては、南都コンピュータサービス株式会社で決定し、予定通り平成24年4月からコンビニ収納・ペイジー収納の取り扱いを行っていくと報告があり、これに対して委員より入札方法について、コンビニ収納とペイジー収納の導入と実施にかかる費用について質疑があり、一定の答弁がなされました。本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、その他について、各委員から質疑意見等を求めたところ、委員より予算について、町営住宅への入居について質疑があり、一定の答弁がなされました。

次に、先進地視察については、10月25日（火）から10月26日（水）まで、香川県多度津町と高松市を視察する行程で、先進地視察を実施することといたしました。

以上が開会中の建設水道常任委員会の審議の内容であります。詳細については、会議録をご覧ください。以上をもちまして委員長報告を終わります。

清聴ありがとうございました

○議長（嶋田善行君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。1番、宮崎委員長。

○厚生常任委員長（宮崎和彦君） それでは、平成23年9月15日、全委員出席のもと、厚生常任委員会を開会いたしました。開会中における審査の概要について報告いたします。

初めに、1、付議議案について、（1）議案第23号、斑鳩町予防接種審査委員会条例を議題として理事者より説明を受けました。王寺周辺広域圏7町において、共同で予防接種事故調査会が設置されていましたが、より合理的に調査を行うため、各町で調査会を設置することになり、同調査会は平成23年3月31日をもって廃止されたため、本町において斑鳩町予防接種健康被害調査委員会を設置する条例を制定するものであると説明されました。委員より、万が一、事故があったとき補償に対して県との連携についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。議案第23号については、当委員会として満場一致で可決しました。

次に、（2）議案第27号、斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者の説明を受けました。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、この法に準拠している本条例を改正するものであります。その内容については、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存在しない場合において、兄弟姉妹を加えること。ただし、この兄弟姉妹については、死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者とする説明をうけました。質疑もなく、よって議案第27号については、当委員会として満場一致で可決しました。

次に、（3）第28号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、理事者の説明を受けました。

保育所運営費国庫負担金の規定が改定されたことから、本条例を改正するものであり、その内容については、4月2日生まれの児童に対する保育所保育料の年齢区分の取り扱いについて、学校教育法に基づく年齢区分と同様とすることである。例えば転入によって保育所に入所した4月2日生まれの児童がいた場合、保育料区分が2年連続で同額となることによって実質負担が多くなる場合について、現在このような影響を受ける児童はいませんが、このようなケースがあった場合は、これに係ります負担増加を招くことがないように、配慮した方法を取っていくと説明を受けました。質疑はなく、よって議案第28号については、当委員会として満場一致で可決しました。

次に、（４）陳情第５号 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択を議題として、事務局より説明を受けました。

一般廃棄物の処理やリサイクルが自治体の財政を圧迫するとともに、処分場の確保やポイ捨て・不法投棄の増加が深刻な問題となっている中、大量リサイクルによる出口対策だけではごみ問題が解決できなくなっており、ごみ問題の解決のため、入り口対策として、拡大生産者責任及びデポジット制度の法制化が不可欠となっている。

このことから、拡大生産者責任及びデポジット制度の法制化について、意見書の採択を要望されていると説明を受けました。委員の意見を聞き、陳情第５号に関しては、満場一致で採択しました。陳情の採択により、当委員会の発議をもって意見書を提出することに決まりました。

次に、２．継続審査について、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することを議題としました。１１月に開催を予定しているゼロ・ウェイストフェスティバルについて、実施内容について説明されました。委員より「繰り返し使ってくれてありがとうき市」・生ごみ分別収集に関する質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

最後に１１月の委員会に、最終処分場の現地調査を行い、また、委託先の廃棄物処分業者も、担当課と相談をしながら、適切な時期に処分業者の処理施設の現地調査を行ってまいりたいと思っております。

次に、３．各課報告事項について。（１）平成２３年度１０月以降の新たな子ども手当の概要について、理事者の報告を受けました。新制度の事務費、職員、臨時職員の体制について質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がされました。

次に、（２）コンビニ収納及びペイジー収納の導入について、理事者より報告を受けました。委員より納付書等の改善の質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、（３）衛生処理場でのごみ積み込み中の物損事故について、理事者の報告を受けました。委員より、人員の配置について質疑があり理事者より一定の答弁がされました。

続いて、４、その他について、各委員より収集車の運転手の安全の意識、幸前の公民館の建設、生き生きプラザの高齢者の対応、ポリオワクチン、保育所の一時預かりと入所のあり方・焼却場の地下重油タンクの耐震について質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がされました。

以上、厚生常任委員会の審査内容についての概要報告であります。

詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。5番、伴委員長。

○総務常任委員長（伴 吉晴君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてをご報告をいたします。本定例会初日に、本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月16日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果についてご報告いたします。

まずはじめに、本会議からの付託議案であります、議案第24号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より今回の斑鳩町予防接種健康被害調査委員会の委員については、斑鳩町が実施した予防接種による健康被害発生に際し、医学的な見地から調査を行うという専門知識を有することが必要であることから、報酬額を8千円にしたいと議案書末尾の条例改正の要旨をもって説明がありました。委員から特別質疑はなく、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案25号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、本年6月30日に施行されたことから、本条例において所要の改正を行うもので、その改正内容については大きく3点あり、1点目として寄付金税額控除の適用下限額の引き下げであり、個人住民税において、所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する寄付金について、寄付金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げるもので、本改正における町税への影響は、本年度の課税データからみると対象者は22人、影響額については約2万2千円の減収となる説明があり、2点目として軽減税率の特例の適用期限の延長等であり、本年12月末をもって廃止予定であった上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の適用期限を平成25年12月31日まで延長するものであり、3点目として、不申告に関する過料の引き上げ等とともに、本条例に引用している条番号、項番号等の改正が行われたことに伴い、本条例の条文の整理を行うものとの説明がなされました。

委員より不申告に関する過料の引き上げについて詳細な説明を求める質疑があり、理事者から一定の答弁がなされた後、本件についてお諮りしたところ賛成多数で原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案26号、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より議案書末尾の条例改正の要旨をもって説明がなされました。本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案29号、消防ポンプ自動車購入についてを議題とし、理事者より消防車両整備計画に基づき、ポンプ車は15年で更新することとしており、第3分団の消防ポンプ車が、本年で17年が経過することから、本年12月初旬ごろまでに買い替えを行いたいと考えているとの説明がなされました。本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者より斑鳩町文化財センターの運営については、8月4日から9月6日に開催された夏季企画展として、入場者について報告があり、続いて斑鳩町文化財活用センター運営委員会を8月25日に開催し、今後の展示会のテーマについて意見交換し、次回の委員会で各委員の意見を取りまとめる予定をしているとのことでありました。

史跡中宮寺跡の整備につきましては、史跡中宮寺跡整備委員会を8月30日に開催し、平成22年度を含む3年間の発掘調査成果を報告した。今後の事業計画は11月3日に開催される史跡中宮寺跡シンポジウムの内容を参考にして、もう少し時間をかけて協議を行うとの説明報告がなされました。また、第2回目の国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展を11月3日から11月29日に開催する予定をし、この展示会に合わせる形で史跡藤ノ木古墳の秋季の石室特別公開を11月5日と6日に開催する予定であるとの報告を受けました。委員から今回の国宝里帰り展の改善点について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、各課報告事項としてコンビニ収納及びペイジー収納について、今後においては関係機関と協議し、システムのテストを行い、住民周知等を行った上で、予定どおり平成24年4月から取り扱いをスタートする予定との報告があり、委員より公募型プロポーザル方式についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、職員採用試験の申し込み状況について理事者より、8月8日から8月26日まで19日間、申し込み受付を行い、一般事務職で154名、土木事務職で7名、保健師で8名、保育士で14名、司書で147名、合計で330名の申し込みがあり、第1次試験は9月18日に実施する予定であるとの報告がありました。委員から、職員適正化計画の職員数についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、町民プールの利用状況について、一定の報告があり、委員より子どもの利用数が4,439人となっているが、幼児のみについての利用数は分かるのかとの質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

また、その他の質疑にて委員より、被災者支援も含めた災害用のGIS、地図情報管理システムについて、運動会の練習時の熱中症対策についての町の対応について、質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。

詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程4、予算決算常任委員長報告について、予算決算常任委員長の審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。

○予算決算常任委員長（里川宜志子君） それでは、予算決算常任委員会の報告をさせていただきます。開会中の9月9日、12日、13日及び20日の4日間にわたり、委員会を開催いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、本会議から付託を受けました、認定第3号から認定第9号までの平成22年度の一般会計並びに各特別会計の決算の認定について3日間、5名の委員の出席のもとに審査を行いました。その概要についてご報告をさせていただきますが、理事者の説明等につきましては報告が長くなりますので省略をさせていただきたいと思っております。どうか皆さん、ご了承ください。

まず最初に、代表監査委員から、決算審査結果の意見書に基づきまして説明を受けました。その説明に対しましては質疑はありませんでした。

次に、一般会計及び各特別会計の決算概要について会計管理者から説明を受けました。これにつきましては、①財産管理の点で平成19年度に土地開発公社から買い上げたものが、この間に抜け落ちでいたものが、平成22年度に書き入れられていることについて

て、反省を伴う説明がされていない点について、②繰越金の取り扱いについてなどの質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、健全化判断比率報告について、総務部長から説明を受けました。これについては、特段の疑はありませんでした。

次に、認定第3号、平成22年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、一般会計歳入全般の審査を行いました。まず、歳入全般の説明を総務部長から受けました。これについては、①都市計画税の用途状況について質疑があり、答弁がされました。

続いて、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算審査を行いました。

まず、第1款 議会費決算概要の説明を受けましたが、これについては質疑はありませんでした。

次に、第2款 総務費の歳出決算の状況の概要説明を受けました。これにつきましては、委員より、①コミュニティバスの運行について、丘陵地の団地等での高齢化などの買い物などの外出支援の必要性について、②防犯灯の自治会管理について、③集会所の備品に対する補助金制度について、④郵便入札の事業価格の設定や電子入札の検討について、⑤自治会集会所の公共下水道への接続状況と対策について、⑥コミュニティバスの契約内容と減価償却と更新の仕方について、⑦今後の財政見通しとしての基金残高の推移について、⑧出前講座の周知について、⑨入札の工事費の積算について、⑩国勢調査費が半減したことについて、⑪声の広報にかかった金額の内訳について、⑫土地開発公社から取得した土地の有効活用について、⑬人事考課制度の今後のあり方について、⑭衛生委員会の組織についてなど、多数の質疑、意見があり、理事者から一定の答弁がされました。

次に、第8款 消防費の歳出決算の状況の説明を受けました。それに対しまして、①防火水槽の維持管理について、②消火栓の点検について、③浸水対策の水中ポンプの購入数と効果について、④消防施設整備の補助率について、⑤地震など自然災害によるため池などの決壊の心配について、⑥防災情報メールの登録加入状況や運用状況についてなどの質疑がなされ、一定の答弁がされております。

続きまして、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、歳出決算の状況の説明を受けました。これにつきましては、特に質疑はございませんでした。

次に、認定第6号、平成22年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行うため、資料に基づき説明を受けました。①水中ばっ気ポンプの経費の内訳についての質疑があり、内容について答弁がされました。

以上で理事者の入れ替えを行いまして、次に、都市建設部、上下水道部所管に係る決算審査を行いました。

まず、第2款 総務費のうち、都市建設部が所管するものの説明を受けました。これについては、①カーブミラーの効果的な設置基準について、②高齢者の自転車事故の対策についてなどの質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、第5款 農林水産業費の決算の概要について説明を受けました。これについては、①有害鳥獣駆除対策のうち、いのしし、アライグマ等の対策について、②遊休農地の管理について、③いきいきファーム利用希望者の状況について、④ジャンボたにしの駆除について、⑤土地改良事業のうち、補償工事がどれだけあるのかについて、⑥農業の新規参入に対する町の姿勢・対応についてなどがあり、一定の答弁がされております。

次に、第6款 商工費の決算の概要について説明を受けました。これについては、①斑鳩市への大槌町からの参加を誘致することについて、②松並木にあるバス停をiセンターの近くに移転することについて、③起業者の育成・誘致について、④県設置の公園の管理について、⑤観光会館の耐震化について、⑥iセンターの活用方法について、⑦観光用パンフレットの企画制作について、⑧パゴちゃんなどの斑鳩町のグッズの製作販売について、⑨観光ルートサインの整備状況について、⑩指定管理者への委託と支援の考え方について、⑪観光ボランティアガイドの補助金のあり方について、⑫商工会の広域化とそれに伴う職員の配置と補助金の関係について、などの質疑があり、一定の答弁がなされております。

次に、第7款 土木費の決算の概要について説明を受けました。これにつきましては、①橋梁長寿命化計画策定において調査の結果はどうなっているのか。②三代川愛護会からの要望について、③町が配布した記念樹のその後の効果について、④農業用水路のある道路での安全確保の対策について、⑤県河川の堆積物の除去について、⑥河川改良で浸水対策の工事が未着工となっている理由について、⑦景観形成作物の委託料について、⑧大和川の岸についた流木が根をつけて大きくなっていることについて、⑨いかるがパークウェイのモデル区間からの東側の取り組み状況について、⑩法隆寺駅北口の道路拡

幅が進んでいないことについて、⑩三代川の改修の進捗状況について、などの質疑・意見があり一定の答弁がされています。

次に、認定第7号、平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行いました。概要説明を受けたのち、質疑をお受けしたところ。①集中浄化槽の接続状況について、②接続率がまだまだ低い状況について、などの質疑があり、一定の答弁がされています。

ここで理事者の入れ替えを行いまして、続いて、住民生活部所管に係る決算審査を行いました。

まず、第2款 総務費のうち、住民生活部が所管するものについて、説明を受けました。これにつきましては、①住民課窓口の本人確認の厳格化の内容について、②住民基本台帳ネットワークでの現在までのトータルのカード発行枚数について、などの質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、第3款 民生費の決算の状況について説明を受けました。それに対しまして、①小地域福祉会や老人会の組織化の育成補助について、②老人憩の家のカラオケ、マッサージ機の整備について、③インターネットの人権相談の内容について、④重度心身障がい者の移動支援と福祉タクシー利用の違いについて、⑤災害時の要援護者の避難経路などの確保、明記について、⑥高齢者の優待券の交付の選択肢を広げることにについて、⑦生き生きプラザが暗いことについて、また看板が見えにくいことについて、⑧幼児2人乗り自転車の講習について、⑨生活学校の内容について、⑩障がい者移動入浴サービスの利用状況について、⑪手話通訳を観光に生かすことについて、などの質疑・意見があり、一定の答弁がなされています。

次に、第4款 衛生費の決算の状況について説明を受けました。それに対しまして、①乳幼児検診の2歳6ヶ月の受診率が低いことについて、②高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の対象年齢が70歳になっていることについて、③火葬場、衛生処理場、鳩水園などの周辺対策事業の詳細について、④飼い猫不妊手術費の助成の効果と野良猫対策について、⑤ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンなどの接種率について、⑥環境パトロールの実施状況について、⑦廃食用油の燃料へのリサイクル状況について、⑧し尿処理収集業務などの委託状況などについて、⑨鳩水園の維持管理の業者委託は随契なのか入札かについて、などの質疑・意見があり一定の答弁がされております。

次に、第6款 商工費のうち、住民生活部所管の決算概要について説明を受けましたが、これにつきましては特段の質疑はありませんでした。

次に、認定第4号、平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行うにあたり、まず提出された資料に基づき理事者より説明を受けました。これに対しまして若干の質疑があり、一定の答弁がなされて終わっております。

次に、認定第5号、平成22年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行うため、提出資料に基づきまして理事者より説明を受けました。その後に若干の質疑がございまして、一定の答弁がなされて、これも終わりました。

次に、認定第8号、平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行うため、まず、提出書類に基づきまして説明を受け、若干の質疑がございましたが一定の答弁がなされ、これについても終わりました。

続いて、認定第9号、平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をおこなうため、提出書類に基づき説明を受けましたが、これにつきましては特段の質疑はございませんでした。

ここで理事者の入れ替えをおこないまして、続いて、教育委員会所管に係る決算審査を行いました。

まず、第2款 総務費のうち、教育委員会所管に係る部分の説明を受けました。これにつきましては、①悩み事相談のべ件数についての質疑があり、答弁がされています。

続いて、第9款、教育費についての決算状況について概要説明を受けました。委員よりそれに対しまして、①通学路の安全点検について、②学校教育指導主事の仕事の状況について、③教職員の交通ルールの順守について、④繰越明許となった事業の詳細について、⑤家庭教育学級の参加者が半減したことについて、⑥公民館分館活動補助金の性質について、⑦幼稚園における少人数学級について、⑧青少年野外活動センターの利用状況と今後のあり方について、⑨子どもたちの体力低下の問題について、⑩心の教室相談員の相談件数のカウントの仕方について、⑪人権教育の内容について、⑫学校の図書室に専任の司書を置くことについて、⑬小・中学校の扇風機の設置について、金額が全然違うことについて内容を明らかにしていただきたいということについて、⑭公民館教室の減少の原因について、⑮中止になったマラソン大会の今後のルール作りについて、⑯幼稚園の園長の管理職の専門職配置について、などの質疑・意見があり、一定の答弁がなされております。

以上ですべての審議を終わり、取りまとめを行った後、各議案の採決を行った結果、認定第3号 平成22年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成22年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、いずれも当委員会として認定すべきものと決しました。

また、9月20日に行いました委員会につきましては、本会議から付託を受けました補正予算に係る議案について審査を行いました。

まず、付託議案の(1)議案第30号、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について説明を受けた後、委員より、①まちなか観光の基本計画策定の委託はどういうところへ委託するのか、②老人憩の家の手摺の設置の具体的な内容について、などの質疑があり、一定の答弁がなされた後、委員の皆さんにお諮りしたところ、原案どおり可決すべきものと決しました。

(2)議案第31号、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について議案書にもとづいて説明を受けた後、若干の質疑があり、答弁がされ、お諮りをしたところ、原案どおり可決すべきものと決しました。

(3)議案第32号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議案書にもとづいて説明を受けた後、若干の質疑があり、答弁がされまして、皆さんにお諮りしたところ、原案どおり可決すべきものと決しました。

(4)議案第33号、平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について議案書にもとづいて説明を受けましたが、特段の質疑もなく、委員皆さんにお諮りしたところ、原案どおり可決すべきものと決しました。

(5)議案第34号、平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について理事者から議案書にもとづいて説明をお受けしたところ、委員より、支援物資で出した給水パックの金額や数量に差異が生じないのかという質疑があり、答弁がされたあと、お諮りしたところ、原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、２．継続審査案件ですが、予算補正を必要とする事務事業についてを議題といたしまして、環境対策課からの報告を受けました。持ち込みごみの破碎作業を持ち込んだ車がまだそこにいる間にしてしまったことにより、ガラス片が飛び、車を傷つけたことの修理に要するものについて説明がありました。委員より、狭い場内ではあるが、持ち込む場所と破碎する場所などの配置等工夫をして、安全確保してほしいという意見があり、今後の経過を見ることにして、一定の審査をしたということで終わりました。

続きまして、その他について委員皆さんにお尋ねをしたところ、特段のご意見はありませんでした。

以上が、開会中に開催をいたしました当委員会の概要でございます。委員皆さんからいろいろなご意見が出ておりました。これらの詳細につきましては会議録をご参照いただきますようお願い申しあげまして、私からの報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

まず初めに、議案第２３号 斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、議案第２３号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第２４号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、議案第２４号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第２５号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。１３番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、議案第25号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

この議案のうち、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例を2年間延長することにつきまして、私は反対をさせていただきたいと思っております。

今、まさに東日本大震災の復興のための増税が言われている中において、特に消費税増税まで言及されています。日本では生活保護を受けている人や住民税が非課税となるような人や赤ちゃんのおむつやミルクまで税金を取っていながら、お金の余裕があって株の売買をやっているような富裕層の税金は減税するということをやってしまうのです。株の市場を活発にして安定させたいのなら、まず世の中の景気対策を行い、景気の立て直しができれば、おのずと株価も上がって安定してきます。

私は、これらの理由によってこの軽減税率を2年間延長することについては、賛成はできません。以上、簡単ですが、私の反対の意見とさせていただきます。

議員皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 議案第25号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

今回の条例改正は、去る平成23年6月30日に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が施行されたこととともない所要の改正が行われるものであります。

初めに、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げでは、適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げることであります。東日本大震災への義援金が象徴するように、日本にも寄附文化が拡大しつつある現状を後押しする意義あるものと考えます。

次に、軽減税率の特例の適用期限の延長等では、金融証券税制については個人資産を有効に活用し、日本経済を活性化させるためにも必要な措置であるものと考えます。現行の上場株式等の配当、譲渡所得等にかかる10%軽減税率は公平性や金融商品間の中立性の観点から本来の20%税率とすべきであるとも考えますが、現下の厳しい経済情勢にあって景気回復に万全を期する観点から軽減税率の延長は必要な措置であると考えます。

最後に不申告に関する過料の引き上げ等では、経済、社会状況の変化に対応し、税制への信頼の一層の向上に資するものであるとも考えます。

以上のことから、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成するものであります。委員皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。よって、議案第25号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第26号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第27号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを、お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第28号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第29号 消防ポンプ自動車購入についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、議案第29号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第30号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第31号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、議案第31号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第32号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、議案第32号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第33号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第34号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、認定第3号 平成22年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第4号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第5号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第6号 平成22年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、認定第6号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第7号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、認定第7号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第8号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、認定第8号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第9号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

まず初めに、本案を認定することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番(木澤正男君) それでは、認定第9号 斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申し上げます。

この会計については、制度自体が75歳以上の高齢者を別立ての保険制度に囲い込む問題のある制度だとして、政府に対しては制度の廃止を求め、また時々の町の会計にも反対の立場をとらせていただけてきました。

平成22年度は、後期高齢者医療制度の導入から2年がたち、保険料の引き上げが行われた年でした。当時、後期高齢者医療制度自体を廃止すると言って誕生した民主党政権ですが、新制度をつくるまで廃止は延期すると言い出し、国民の大きな怒りをかいました。また、廃止されるまでの間、保険料が上がらないように国費で補てんするという公約も反故にされ、そのために被保険者にしわ寄せがいき負担増となったことから、22年度予算の段階から反対の立場をとらせていただいております。

政府はいまだに、後期高齢者医療制度の廃止を先延ばしにし、口では廃止すると言いつつも具体的なものは何も見えてきません。今後も、2年ごとに保険料の改定が行われていくため、高齢者がふえ、医療費がかかればかかるほど被保険者に負担増となつてのしかかってくる仕組みとなっています。

また、制度廃止後は、国民健康保険に戻していくというようなことも、にわかに報じられていますが、今度は国民健康保険の中で年齢を区切って保険料も別立てにするなど、本質的には何も解決しない、国民の眼を欺く形式的な方向で廃止が検討されていることも大きな問題だと考えます。

もともと、後期高齢者医療制度は小泉内閣の下、医療費を抑制するために考案され強行されたものでしたが、国が国民の命と健康に責任を持つどころか、お年寄りにとって長生きすることがまるで悪いかのように感じさせる、この制度や国の考え方に問題がありました。今では民主党政権も前自民・公明政権の構造改革路線と同じ道を歩み、同じ過ちを繰り返そうとしています。

斑鳩町としては、本来広域連合が行う保険料の徴収事務をかわりに行っているという立場であり、そのことについては理解をしていますが、国のこうしたあり方に対し住民の暮らしを一番よく知っている町がその実態を反映させるため、国や広域連合に対しさらに声を上げていただくとともに、地方自治体として住民の命や健康を守るために何ができるのか、今後とも研究を重ねていただきますよう強く要望いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を認定することに賛成の議員の意見を求めます。

10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） それでは、認定第9号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は高齢者の医療の確保に関する法律により、全国統一的に運営されている制度であります。運営主体は県内の全市町村が加入する奈良県後期高齢者医療広域連合で資格の管理や保険料の決定、医療の給付を行っており、市町村は法令の規定により特別会計を設置し、保険料の徴収事務、その他各種申請の受付や保険証の引き渡しなどを行っております。町においては、町民のもっとも身近な窓口として、法令に従ってこの制度の円滑な運用に努められており、また会計の執行に当たっても適正に処理されていることが認められるものと考えております。このことから、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について特段に反対する理由もなく、賛成するものであります。

国では、新たな高齢者医療制度のあり方について議論が進められておりますが、現在の政治情勢からみてまだまだ不透明であり予断を許さない状況となっております。今後、

どのような制度になるにしても、高齢者の相談などには丁寧に対応していただくようお願いいたします。私の賛成意見とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。よって、認定第9号については、賛成多数で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程1．発議第5号 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度の法制化を求める意見書について、追加日程2．発議第6号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について、追加日程3．発議第7号 原発から撤退し、自然エネルギーの本格的導入を求める意見書について、追加日程4．発議第8号 原子力行政の見直しと持続可能な電力需給政策を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、追加日程1．発議第5号、追加日程2．発議第6号、追加日程3．発議第7号、追加日程4．発議第8号を日程に追加し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1．発議第5号 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度の法制化を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。1番、宮崎委員長。

○厚生常任委員長（宮崎和彦君） それでは。

発議第5号

拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度の法制化を
求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成23年9月26日提出

厚生常任委員会

委員長 宮崎 和彦

それでは、議案書を読ませていただきます。

拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度の法制化を求める意見書

ポイ捨てごみのはんらんや廃棄物処分場の確保の問題、さらにはごみ処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫など、ごみ問題を取り巻く状況はますます深刻化しています。1997年4月から施行された容器包装リサイクル法は2008年4月に見直されましたが、依然として事業者の負担に比べて市町村の財政負担や地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再使用の促進など循環型社会を実現するための成果は十分とは言えません。

持続可能な循環型社会を築くためには、我が国の大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクル等の経済社会を見直し、廃棄物の生産制御、生産者が、生産過程でゴミとなりにくいような製品を作り、使用済み製品の回収・資源化まで責任を持つこと、すなわち処理・リサイクル費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任（EPR）の導入が必要です。

既に、欧米などの多くの国では、資源化循環を実現するために拡大生産者やデポジット制度を導入して、使い捨て容器の使用を減らすことによるごみ減量やリユースの使用促進に大きな成果を上げています。

よって、斑鳩町議会は政府に対し、容器包装廃棄物の生産抑制、再利用・再資源化を促進し、循環社会の実現を図るためOECDが提唱する拡大生産責任者、及びデポジット制度の導入について積極的に検討し、早急に制度化を図るよう強く要望するということを、以上を地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月26日

奈良県斑鳩町議会

ということで、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（嶋田善行君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号については、満場一致をもって可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第5号の可決により、陳情第5号 拡大生産者責任（EPR）及びデ
ポジット制度法制化を求める意見書の採択については、採択されたものとみなします。

続いて、追加日程2. 発議第6号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正
する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。9番 中西委員長。

○議会運営委員長（中西和夫君） 発議第6号について、まず議案書を朗読させていただきます。

発 議 第 6 号

議会の議決すべき事件に関する条例の一部を
改正する条例について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成23年9月26日提出

議会運営委員会

委員長 中西 和夫

内容につきましては、末尾に記載しております要旨によって説明をさせていただきます。

議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例（要旨）

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）により、市町村基本構
想の議決の義務づけが廃止されたことに伴い、基本構想の策定、変更または廃止に関す
ることを議会の議決すべき事件に追加するものであります。

どうか、よろしくお願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し原案
どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号については、満場一致
をもって可決いたされました。

続いて、追加日程3. 発議第7号 原発から撤退し、自然エネルギーの本格的導入を
求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君）　まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第7号

原発から撤退し、自然エネルギーの本格的導入を
求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成23年9月26日提出

議会議員

木澤 正男

里川宜志子

意見書の内容につきましては読み上げませんが、私はこれまでの政府の姿勢、いろいろなところでの発言を聞いてますと、やっぱり原発を推進する立場に立っておられる、そして先日22日、国連での野田首相の発言は日本では最高水準の原子力発電を目指すと言っておられます。

私たちは、あくまでも原発は段階的に廃止をしていくことを前提として、まず第1に自然エネルギーへの転換を言ってもらわなければならないというふうに考えております。そのためにも、この意見書はぜひとも提出をさせていただき、原発を推進するような政府の意見、姿勢、こういったものを正していただくべく、当議会としてこの意見書を提案させていただき、皆さんにご賛同いただきたいと思います。内容については省略いたしますが、以上が提案の説明でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（嶋田善行君）　本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君）　それでは、発議第7号　原発から撤退し、自然エネルギーへの本格導入を求める意見書について、反対の立場から意見を申しあげます。

東日本大震災から6ヶ月以上経過。犠牲となられた方々に改めて哀悼の意を表すとともに、被災された皆さまに心よりお見舞いを申しあげます。

3月11日に発生した東日本大震災と、それに伴う大津波の発生による福島第一原子力発電所の事故は、広範囲にわたって大量の放射性物質の拡散を招く事態となり、夏場の電力不足は全国的な問題にまで発展いたしました。

今回の震災により、原発の安全性に対する国民の信頼は大きく揺らぐことになりました。事故後の政府の対応は後手後手に回り、被災者に多大な負担を強いられています。

さらに震災発生から2カ月以上が経過してから、地震発生直後に炉心溶融していたことを発表。政府の情報発信への不信感も高まり、放射能汚染による風評被害が広まり、多くの農林畜産作物など深刻な状況となっており、賠償問題などに対して早急に対策を講じていかなければなりません。

まずは、福島第一原発事故による国民の健康に対する影響を最小限にとどめる対応が必要です。また、原発事故を受けて、全国にある原発の安全性の総点検を実施し、その上で、徹底した安全規制の見直しを行い、更に安全性の確保をしていかなければなりません。

今後、思い切った再生可能エネルギーの導入、省エネルギーを推進しつつ、エネルギー安全保障の観点から、化石燃料、太陽光など再生可能エネルギー、原子力をバランスよく活用することによって、経済活動の基盤となる電力供給を安定させ、段階的に原子力発電を縮小し、原子力発電に依存しない社会への移行に取り組むべきと考えます。

しかしながら、電力は日本経済の基盤となることから、安定的に供給できるよう維持していかなければなりません。この点について、今回の意見書については、原子力を撤退するとのことですが、撤退後、即時に安定的に電力を供給できるのか。電力不足による社会的リスクや混乱を避けるためとのことですが、逆に、今、撤退することにより、社会的リスクや混乱を招くのではないか。現実には、再生可能エネルギー供給の過程におけるつなぎとしての再生可能エネルギー社会への本格的な移行については、まだ多くの年月とコストがかかるため、その間のエネルギーの一部は原子力によって賄わざるをえないと考えます。

いずれにしても、安定的な電力供給を維持しながら、国民目線に立った原発の徹底した安全規制の確保と原子力行政の見直しとともに、今後、将来的なエネルギー政策を見据えた本格的な議論をしながら、新たなエネルギー社会への移行を進めていくべきだと考えています。

以上のような考えから、今回、提出された意見書に対して、反対の意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第7号 原発から撤退し、自然エネルギーの本格的導入を求める意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、3月11日に起こりました東日本大震災で被災をされた皆様、今、半年がたちますが、いまだに避難生活等を余儀なくされている、そうした方々に対してお見舞いを申し上げますとともに、あの震災によってお亡くなりになられたすべての皆様に対し、お悔やみを申し上げたいと思います。

3月11日に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故は、日本と世界に大きな衝撃を与え、原子力発電に依存したエネルギー政策をこのまま続けていいのかという重大な問題を私たちにつけつきました。

今、日本だけでなく世界の国々で、原発を続けていいのかという国民的議論が沸き起こり、原発からの撤退を決断する国がふえています。

ドイツのメルケル首相は6月9日の議会で演説し、次のように述べています。私は、高い安全基準を持つ高度技術国では、およそこうした事故は起こらないと確信していた。しかし、事故は現に起きたのだ。福島は原子力に対する私の見解を変えたと語っています。そして、ドイツ政府は、2022年までと期限を区切って、原発から全面撤退することを決定しました。また、発電量の40%を原発に依存しているスイスでも、原発からの撤退を決定しました。さらにイタリアでは、6月12日・13日の両日で実施された原発復活計画の是非を問う国民投票で復活反対の票が94%の圧倒的多数を占めました。

では、日本ではどうでしょうか。6月11日、12日に、日本世論調査会が実施した全国世論調査では、国内に54基ある原発について、直ちにすべて廃炉にする、定期検査に入った物から廃炉にする、電力需給に応じて廃炉を進める、と回答した人が82%にのぼり、現状維持の14%を大きく上回りました。それぞれ、脱却する時期の違いはありますが、実に82%の人が原発からの脱却を望んでいるという世論調査の結果です。

今の人類の科学では、原発を完全にコントロールすることはできません。また、原発から排出される核廃棄物には放射能が含まれており、この放射能を無害化する技術も確

立されていません。ひとたび事故が起これば、その被害がその後いつまで続くのか、どこまで広がるのか、どんな影響が出るのか、限定することができない他に類を見ない危険が実際に生じています。

福島原発周辺の人々は故郷を追われ、いつ戻れるかもわかりません。絶対安全だとの政府や東京電力の言葉を信じ、深刻な被害をこうむりました。福島の人々の思いははかり知れないものがあります。福島原発事故以降、こうした事態が続いているにもかかわらず、野田首相は9月22日、国連本部で開かれた原子力安全に関する首脳会議で演説し、日本は原子力発電の安全性を世界最高水準に高めると述べ、新たな安全神話を振りまくとともに、原発推進路線を表明しました。事故の収束もままならないのに、原発を推進しようとする民主党野田内閣の姿勢は信じられません。また、科学的な見地からも、もっと慎重な判断をするべきだと考えます。こうした原発に対する進退が議論される中、町民の皆さんからは、原発はなくしていくべきだと思うが、電力供給は大丈夫なのかといった不安の声をお聞きします。今、国内の活用できる自然エネルギーはどれぐらいなのか調査が進められています。この奈良県下でも、自然エネルギーのポテンシャルがどれぐらいあるのか、実際に県が調査をされ、数値として発表をされています。

国内の実際エネルギーになり得る資源の量は、太陽光、中・小水力、地熱、風力だけで、原発の発電能力のおよそ40倍、20億キロワットという数値が示されています。また、日本の自然エネルギーの技術は世界の中でもかなり先進的で、多くの国が日本の企業の技術を取り入れ、自然エネルギーで発電した電力で実際に生活をしています。

日本の自然エネルギー開発がおくれているのは、原子力に依存しつづけ、自然エネルギーへの転換に本格的に取り組んでこなかった政治に問題があります。政府は電源開発促進税として、電気料金に上乗せして年間3,500円も徴収しながら原発推進に使い、この5年間で原子力対策には2兆円以上の税金をつぎ込んできました。しかしその一方、自然エネルギーには6,500億円にも達しないなど、民主党政権になっても変わっていない原発推進の姿勢を改めなければ、本気で自然エネルギーの開発に踏み出すことはできません。こうした観点からも、まずやはり、政府が原発からの撤退を決断し、計画的に撤退を進めながら自然エネルギーへ転換していく方針をきちんと国民に示す必要があると考えます。

先ほど、反対者のご意見をお聞きしました。その中で、原発を即撤退していく、こうしたことについては物理的にも、例えば来年すぐ全部の原発をなくしていく、こうした

ことは無理な状況があり、今申しあげましたように段階的に、計画的に撤退をしていく、そのためにまず政府が決断をする、こうしたことを求める趣旨の意見書でございます。

そうしたことから、多くの議員の皆様にもご賛同いただける内容であると思っております。議員皆様のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立少数であります。よって、発議第7号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、追加日程4．発議第8号 原子力行政の見直しと持続可能な電力需給政策を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、議案書の朗読をさせていただきます。

発 議 第 8 号

原発力行政の見直しと持続可能な電力需給政策を
求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成23年9月26日提出

議会議員

伴 吉晴

辻 善次

3月11日に発生いたしました東日本大震災にともない、東北電力、東京電力の管内の地域は、原子力発電所の停止などにより電力供給も大幅に減少しました。

さらに、中部電力浜岡原子力発電所の停止要請により、電力不足問題は全国的な問題に発展してまいりましたが、夏場の電力不足は国民、企業との努力で何とか乗り切れたものの、冬場の電力不足が気がかりでなりません。電力供給力不足は、国民生活や日本経済に全体に大きな影響を及ぼすことから、政府は将来的な新エネルギー戦略を見据えた政策を速やかに打ち出すとともに、原子力発電所の安全に対する国民の信頼を大きく

失った今回の事態を一刻も早く収束し、国民の安全・安心を確保することが国の最大の責務であることから、今回、政府に対し、原子力行政の見直しと持続可能な電力需給施策を求める意見書を提出をしたく、議員皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

なお、意見書の提出の朗読は省略させていただきますが、重ねてよろしく願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第8号 原子力行政の見直しと持続可能な電力供給政策を求める意見書について、反対の立場から意見を申し上げます。

この意見書について、再生可能な自然エネルギーの本格的導入、新たなエネルギー政策を講じることなど、私の思いとしても同じ一致するところはございますが、この意見書を読ませていただく中で、原発に対する態度がはっきりと書かれていない、ともすれば原発を容認するともとれる文書になっている点で問題があると考えます。

そうした中で、なぜ原発からの撤退が必要なのかについては、先ほどの賛成討論の中で述べさせていただきましたので省略をさせていただきますが、今、やはり大切なのは、原発からの撤退を政府に強く求めていくということであります。今の民主党政権、新・野田内閣の姿勢についても大いに問題があり、国民の世論また地方自治体からの声で政府の誤った方向を正していく、そのためにも原発の撤退、計画的な撤退など、原発を廃止していく、こうした方向性を明確に打ち出すべきであると考えまして、この意見書については賛成ができないということを申しあげて、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 原子力行政の見直しと持続可能な電力需給政策を求める意見書について、賛成の立場から意見を申し述べます。

東日本大震災によって福島第一原発で起きた事故は、我が国で初めて原子力緊急事態宣言が発令される深刻な事態となり、人々の命と暮らし、各種産業に及ぼした影響は、はかり知れない状況に陥っております。そして、事故発生から6カ月余りが過ぎましたが、今なお、周辺地域の多くの住民の皆様が避難生活を余儀なくされ、依然として事態収拾のめどが立っていません。また、放射能汚染は、農林水産業や教育環境に至るまで、

生活の広範囲にわたって被害をもたらし、一方では眼に見えない理解しにくい放射能ということもあり風評被害の深刻化など、影響は日本全国に広がっています。

それなのに、今回の事故に対する政府の対応も後手に回ったばかりか、最近に至っては、現職大臣の不見識な発言が問題となりました。公に属する機関や人の言葉は、死の灰というような言葉は使わずに慎重に扱わなければならないことが再認識された思いです。国がなすべき最優先課題は、現在のおかれている事態を早急に収集し、そして国民の安心と安全を確保し、経済活動の低下を防ぐことが国の最大の責務であります。具体的には、福島第一原発のような事故は二度と起こしてはならないものであり、このような事故が起こることを前提とするような無責任な発想に基づく耐震設計ではなく、まずは最大かつ最も危険な状況を耐震設計の際に想定するような考え方に改めるべきものであると言えます。

また、福島第一原発の事故により波及した電力不足問題は、国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼしております。政府は、国民に節電を呼びかけるばかりで、節電の効果的な政策も出さないまま今日に至っております。電力問題はことしの夏だけの問題ではなく、今後持続可能な節電政策が必要ではないでしょうか。つまり、国民に対して節電のメリットが実感できる効果的な施策が必要であるということです。政府は、効果的なエネルギー消費の削減を進めるとともに、必要な電力の確保のため、太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスなどの再生可能な自然エネルギーの導入を図り、将来を見据えて新しいエネルギー政策を早急に策定することに、将来的には原子力の比率をゼロに近づける努力が必要と考えます。

以上の理由により、発議第8号 原子力行政の見直しと持続可能な電力需給政策を求める意見書について賛成したいと思っておりますので、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。よって、発議第8号については、賛成多数で可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、日程5. 各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

各常任委員長から先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第121条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程5. 議会運営委員会の先進地視察についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、追加日程5. 議会運営委員会の先進地視察についてを日程に追加し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程5. 議会運営委員会の先進地視察についてを議題といたします。

議会運営委員長から先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第121条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程6. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

続いて、日程 7. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申しあげます。

去る 9 月 1 日に平成 23 年第 4 回町議会定例会を招集し、平成 22 年度一般会計、各特別会計決算認定を含め、21 議案を提出させていただいたところ、終始ご熱心にご審議いただきました結果、いずれの議案につきましても原案どおりご承認を賜り、心より感謝を申しあげますとともに、厚くお礼を申しあげます。

一般質問や決算の審査、さらにそれぞれの議案のご審議の際に賜りました貴重なご意見に対しましては、その内容を十分認識し、今後の行政運営に反映させてまいりたいと考えています。

さて、台風シーズンを迎え、日本列島に台風の襲来が相次ぐ中、8 月 30 日から 9 月 5 日にかけて紀伊半島に大雨を降らせた台風 12 号は、奈良県南部に甚大な被害をもたらしました。私は、ともに大きな被害があった和歌山・三重両県の町村会長とともに 9 月 15 日に上京し、各関係省庁へ災害復旧に関する緊急要望を行ったところであります。

また、被災市町村からの災害復旧にかかる人的支援要請に伴い、奈良県、奈良県市長会、奈良県町村会からの要請を受けまして、3 カ月間の予定で上水道課職員の派遣を決定しました。9 月 22 日より十津川村で給水管の敷設等簡易水道の復旧に向けた業務を

行っており、約2週間交代で延べ6名の職員の派遣を予定しております。今後におきましても、現地の要請に応じて、支援を行ってまいりたいと考えております。

さらに先週には台風15号が日本列島を縦断し、全国各地で再び大きな被害が出ました。台風シーズンはもうしばらく続くことから、当町におきましても防災体制の徹底を図ってまいりたいと考えております。

彼岸も明け、朝夕は過ごしやすい気候となりましたものの、日中はまだ暑い日もありますので、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願いを申しあげまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） これをもって、平成23年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午前11時44分 閉会）